

瀬戸市訓令第6号

本 庁
公 所

瀬戸市職員研修規程（平成13年瀬戸市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(集合研修) 第5条 <省略> 2 一般研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他の基礎的教養の修得を目的とし、その種別及び対象者は、次のとおりとする。 (1) <省略> (2) 一般職員研修 <u>主任、主事、技師、主事補</u> 、技師補その他これらの職に相当する職にある職員 (3)及び(4) <省略> 3及び4 <省略>	(集合研修) 第5条 <省略> 2 一般研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他の基礎的教養の修得を目的とし、その種別及び対象者は、次のとおりとする。 (1) <省略> (2) 一般職員研修 主事、技師、主事補、技師補その他これらの職に相当する職にある職員 (3)及び(4) <省略> 3及び4 <省略>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。